

関税・外国為替等審議会令の一部を改正する政令案要綱

- 1．関税・外国為替等審議会について、会議を開き、議決することができるとして
られている出席者数を、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上から三分
の一以上に変更することとする。（第9条関係）
- 2．この政令は、公布の日から施行する。